

平成31年度研修実施計画一覧表(平成30年度との比較表)

\*研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高級委嘱、●は自府研修を表す。

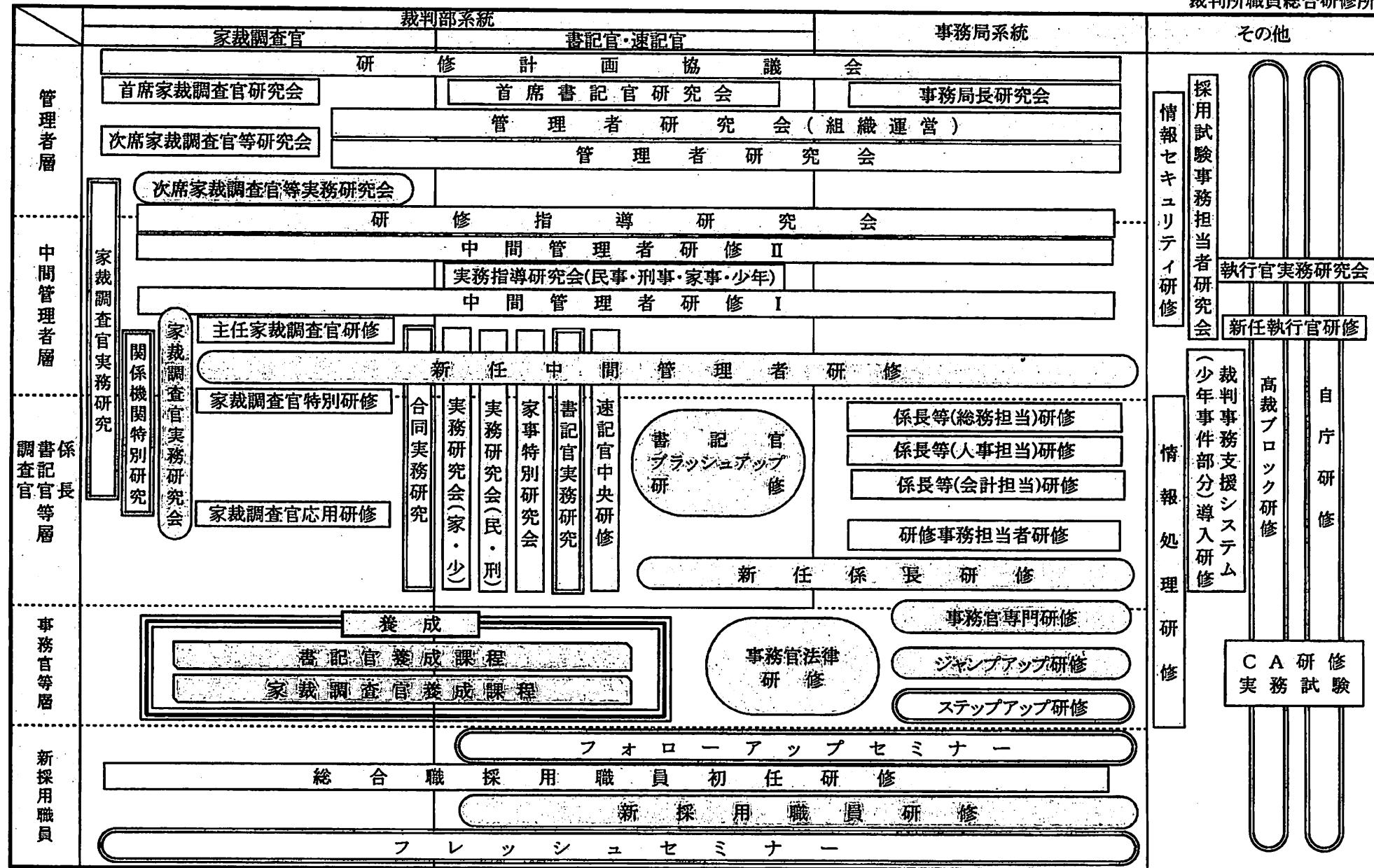
番号	研修名等	平成31年度				平成30年度				備考
		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員			
1	◎首席審記官研究会	31.9.18(水)～9.19(木)	2	約30	30.6.26(火)～6.27(水)	2	29			
2	◎首席家庭裁判所調査官研究会	31.9.5(木)～9.6(金)	2	8	30.9.6(木)～9.7(金)	2	7			
		31.11.19(火)～11.20(水)	2	50	30.11.20(火)～11.21(水)	2	60			
3	◎事務局長研究会	32.2.20(木)～2.21(金)	2	約20	31.2.21(木)～2.22(金)	2	24			
4	◎管理者研究会(組織運営)(※)	31.5.21(火)～5.23(木)	3	約60	30.5.22(火)～5.24(木)	3	70	平成30年度は司研と一部合 同で実施		
5	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	31.9.25(水)～9.27(金)	2.5	未定	30.9.26(水)～9.28(金)	2.5	18			
6	◎管理者研究会	31.4.15(月)～4.19(金)	5	約100	30.4.16(月)～4.20(金)	5	92			
7	◎研修計画協議会	32.1.9(木)～1.10(金)	1.5	25	31.1.10(木)～1.11(金)	1.5	26			
8	◎中間管理者(裁判部)研修	第1回			30.10.16(火)～10.19(金)	4	71			
		第2回			30.11.13(火)～11.16(金)	4	69	平成31年度は中間管理者研 修Ⅰ及びⅡとして実施		
		第3回			31.2.5(火)～2.8(金)	4	74			
9	◎中間管理者(事務局)研修				30.12.11(火)～12.14(金)	4	63	平成31年度は中間管理者研 修Ⅰ及びⅡとして実施		
					30.12.18(火)～12.19(水)	2	21	平成31年度は中間管理者研 修Ⅰ及びⅡとして実施		
10	◎中間管理者研修Ⅰ	第1回	31.10.15(火)～10.18(金)	4	約80					
		第2回	32.1.14(火)～1.17(金)	4	約80			平成31年度新規計画		
		第3回	32.2.4(火)～2.7(金)	4	約80			平成30年度は実施なし		
11	◎中間管理者研修Ⅱ	第1回	31.10.29(火)～10.31(木)	3	約60					
		第2回	31.12.10(火)～12.12(木)	3	約60			平成31年度新規計画		
12	◎主任家庭裁判所調査官研修	31.6.25(火)～6.28(金)	3.5	未定	30.6.19(火)～6.22(金)	3.5	23			
13	◎研修指導研究会	第1回	31.6.5(水)～6.7(金)	3	約50	30.5.29(火)～5.31(木)	3	45		
		第2回	31.12.17(火)～12.19(木)	3	約40	31.1.16(水)～1.18(金)	3	41		
14	◎実務指導研究会	民事	31.5.14(火)～5.15(水)	2	約40	30.5.8(火)～5.9(木)	2	42		
		刑事	31.5.14(火)～5.15(水)	2	約40	30.5.8(火)～5.9(木)	2	32		
		家事	31.5.16(木)～5.17(金)	2	約35	30.5.10(木)～5.11(金)	2	36		
		少年	31.5.16(木)～5.17(金)	2	約25	30.5.10(木)～5.11(金)	2	23		
15	◎家事実務研究会(※)	31.11.6(水)～11.8(金)	3	約100	30.11.7(水)～11.9(金)	3	100	平成30年度は司研と一部合 同で実施		
16	◎少年実務研究会(※)	31.9.11(水)～9.13(金)	3	約100	30.9.12(水)～9.14(金)	3	99	平成30年度は司研と一部合 同で実施		
17	◎民事実務研究会(※)	第1回	31.6.12(木)～6.13(木)	各2	約50	30.5.30(水)～5.31(木)	各2	50	平成30年度は司研と一部合 同で実施	
		第2回	32.1.23(木)～1.24(金)		約50	31.1.24(木)～1.25(金)		50		
18	◎少年実務研究会(※)	31.11.21(木)～11.22(金)	2	約50	30.11.28(水)～11.29(木)	2	50	平成30年度は司研と一部合 同で実施		
19	◎家事特別研究会(※)	31.10.10(木)～10.11(金)	1.5	約50	30.10.11(木)～10.12(金)	1.5	50	平成30年度は司研と合同で 実施		
20	◎家庭裁判所調査官特別研修	第1回	31.10.29(火)～11.1(金)	4	約40	30.12.4(火)～12.7(金)	4	41		
		第2回	31.12.4(水)～12.6(金)	3	約40	31.1.30(水)～2.1(金)	3	40	平成30年度は2回で実施	
		第3回	32.1.29(水)～1.31(金)	3	約40					
21	◎家庭裁判所調査官専門研修				30.10.22(月)～10.26(金)	5	49			
22	◎家庭裁判所調査官応用研修	31.7.8(月)～7.12(金)	5	未定	30.7.9(月)～7.13(金)	5	45			
23	◎巡回官中央研修	31.7.3(水)～7.4(木)	1.5	約20	30.7.5(木)～7.6(金)	1.5	20			
24	◎巡回執行官研究会				30.7.10(火)～7.12(木)	2.5	29	隔年で実施		
					31.2.5(火)～2.7(木)	3	21	平成31年度は実施なし		
25	◎執行官実務研究会	32.2.4(火)～2.6(木)	3	未定	30.6.5(火)～6.7(木)	3	11			
26	◎新任執行官研修	31.5.28(火)～5.31(金)	3.5	未定	30.6.12(火)～6.15(金)	3.5	11			
27	◎係長等(経営担当)研修	31.10.1(火)～10.3(木)	3	約50	30.6.5(火)～6.7(木)	3	51			
28	◎係長等(人事担当)研修	31.10.23(水)～10.25(金)	3	約70	30.6.19(火)～6.21(木)	3	69			

番号	研修名等		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員
26	④研修事務担当者研修		31.6.18(火)~6.20(木)	3	約40	30.9.19(水)~9.21(金)	3	46
27	④総合職採用職員初任研修		31.4.5(金)~4.9(火)	3	未定	30.4.6(金)~4.10(火)	3	60
28	④情報セキュリティ研修		31.10.8(火)~10.9(水)	1.5	約60	30.10.2(火)~10.3(水)	1.5	66
29	④情報処理研修	第1回	31.5.21(火)~5.23(木)	3	約80	30.5.15(火)~5.17(木)	3	59
		第2回	31.5.28(火)~5.30(木)	3	約80	30.5.22(火)~5.24(木)	3	60
30	裁判事務支援システム(少年事件部分)導入研修	第1回	31.5.13(月)~5.14(火)	2	約60			
		第2回	31.6.6(木)~6.7(金)	2	約60			
		第3回	31.7.9(火)~7.10(水)	2	約50			
		第4回	31.9.9(月)~9.10(火)	2	約50			
31	採用試験事務担当者研究会		31.5.29(水)	1	約30			
32	④CA研修実務試験	前期研修	31.6.26(水)~7.17(水)	15		30.6.25(月)~7.13(金)	19	
		実務研修	31.7.19(金)~8.21(水)	23	未定	30.7.17(火)~8.17(金)	32	59
		後期研修	31.8.23(金)~9.12(木)	15		30.8.20(月)~9.7(金)	19	
33	○次席家庭裁判所調査官等実務研究会		実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	50
34	○新任中間管理者研修		実施機関が適宜決定	5	未定	実施機関が適宜決定	5	252
35	○審記官ブランチアップ研修		7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	10.5	未定	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	10.5	306
36	○家庭裁判所調査官実務研究会		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	238
37	○新任係長研修		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	264
38	○事務官専門研修		実施機関が適宜決定	1.5~3	未定	実施機関が適宜決定	1.5~3	未定
39	○ジャンプアップ研修		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定
40	○事務官法律研修	通信研修	実施機関が適宜決定		約250	実施機関が適宜決定		255
		面接研修	実施機関が適宜決定	9~11		実施機関が適宜決定	9~11	
41	○新採用職員研修		実施機関が適宜決定	5	未定	実施機関が適宜決定	5	400
42	●ステップアップ研修		2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定
43	●フォローアップセミナー		①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定
44	●フレッシュセミナー		採用初日及び2日目	2	未定	採用初日及び2日目	2	未定
45	●高裁ブロック研修		実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定		
46	●自序研修		実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定		
47	合同実務研究		31.9~32.3	7月	未定	30.9~31.3	7月	3
48	書記官実務研究		31.4~32.3	1年	2	30.4~31.3	1年	2
49	家庭裁判所調査官実務研究(個人及び共同研究)		31.7~32.3	8月	未定	30.7~31.3	8月	2
	同上 (指定研究)		31.4~32.3	1年	6	29.4~31.3	2年	6
	家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家庭及び少年関係機関についての研究)		31.7~32.3	8月	未定	30.7~31.3	8月	17
50	同上 (心身の鑑別についての研究)		32.2~3	1月	3	31.2~3	1月	3
	同上 (更生保護についての研究)		31.5~7	2月	3	30.5~7	2月	3
60	書記官養成課程第一部	第16期	31.4.4(木)~32.3.2(月)	1年	200	30.4.5(木)~31.3.1(金)	1年	189
61	書記官養成課程第二部	第15期 (2年生)	30.4.5(木)~32.3.2(月)	2年	59	29.4.6(木)~31.3.1(金)	2年	61
		第16期 (1年生)	31.4.4(木)~33.3.1(月)	2年	68	30.4.5(木)~32.3.2(月)	2年	59
62	家庭調査官養成課程第15期		30.4.5(木)~32.3.2(月)	2年	39	29.4.6(木)~31.3.1(金)	2年	41
63	家庭調査官養成課程第16期		31.4.4(木)~33.3.1(月)	2年	45	30.4.5(木)~32.3.2(月)	2年	39

(※)を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中

## 平成31年度裁判所職員(裁判官以外)研修

## 裁判所職員総合研修所



(注) は中央研修、は高裁委嘱研修、は自庁研修、は研究、は養成課程を表す(養成の配置については、階層や系統と関連したものではない)。

※ このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。